

公益社団法人 化学工学会 システム・情報・シミュレーション部会
プロセスシステム工学分科会規約

2022年3月22日制定

(総則)

第1条 本会は公益社団法人 化学工学会 システム・情報・シミュレーション部会(以下、部会と呼ぶ。)規約により設置され、「プロセスシステム工学分科会」と称する(英文名: Subcommittee of Process Systems Engineering)。
事務局は当分科会会長の所属する機関とする。

(目的)

第2条 本会は化学工学におけるプロセスシステム工学研究の代表機関として、この分野における学術および技術の向上、基礎研究、基盤研究、応用研究開発の有機的な連携、産官学間の交流の促進をはかることを目的とする。また、研究者および技術者が、産学の壁を越えて互いに協力しながら学術研究を進めていくことを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) プロセスシステム工学に関連する研究
- 2) 研究会、講演会の開催
- 3) 調査、資料・情報の収集・整備・交換
- 4) 国際会議、化学工学会シンポジウムの開催と支援
- 5) その他、本会の目的の達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会は部会個人会員、部会法人会員、部会学生会員、個人賛助会員、法人賛助会員で構成される。部会規約第4条に準ずる。

(入会および退会)

第5条 部会規約第5条に準ずる。

(役員およびその任期)

第6条 部会規約第15条に基づき、本会に分科会長1名、副分科会長1名、幹事若干名、監事1名をおく。
また、分科会役員の中から最低1名の部会役員を選出する。役員任期は、原則として2年間

とし、再任を妨げない。任期半ばで交代した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 分科会長は本会を代表し、会務を総括する。副分科会長は、部会長を補佐し円滑な会務の遂行を行う。幹事は、本会の運営および諸行事の企画立案およびその業務を執行し、総務、会計、企画を分担する。監事は本分科会の財政および業務を監査する。

(役員を選出)

第8条 分科会長は幹事会で選出され、部会幹事会で承認を得る。
副分科会長、幹事、監事は分科会長が任命し、幹事会で承認を得る。

(役員を罷免)

第9条 役員の仕事が、本会にとって著しい不利益をもたらす、もしくは、本会にふさわしくないと判断された場合には、会員からの申し出により、幹事会において当該役員の仕事遇を協議し決定する。分科会長が罷免される、あるいは欠ける場合は、役員の仕事選により分科会長を選出する。

(幹事会)

第10条 本会幹事会は、分科会長、副分科会長、幹事、監事により構成し、必要に応じて分科会長が召集する。幹事会は次の事項を行う。

- 1) 本会の設置および継続に関する事務
- 2) 会員の入退会の仕事認
- 3) 化学工学会及び部会との連絡
- 4) 事業計画、予算および決算案の立案・承認
- 5) 副分科会長、幹事、監事の仕事認
- 6) 次期分科会長候補の選出・承認
- 7) ワーキンググループの設置、期間延長に関する審議・承認
- 8) その他、本会の運営と事業の執行に必要な事項

(事務局)

第11条 本会事務局は分科会長の下で、事務一般を掌握する。事務局員の仕事命は、分科会幹事会の仕事を経て分科会長が行う。

(ワーキンググループ)

第12条 本会の仕事目进行を達成するためのワーキンググループを設置することができる。

- 1) ワーキンググループの設置、代表者、期間延長は幹事会にて協議し決定する。
- 2) ワーキンググループの設置期間は2年間とするが、必要に応じて期間を延長することができる。

きる。

(会計)

第13条 本会の会計処理は、部会の定める「会計規程」および以下の規程に基づくものとする。

- 1) 本会の事業等を行なうための会員、講師の活動及び講演に対する報酬並びに原稿料及び資料等提供の対価については、部会の別途定める「謝金規程」に準ずる。
- 2) 本会の事業等を行なうための旅費、日当等の支給については、部会の別途定める「旅費規程」に準ずる。

(会費)

第14条 部会規約第13条に準ずる。

- 1) 本分科会の通常の法人会費は 6 口とし、分科会の研究会やワーキンググループの活動に参加することができる。
- 2) 法人の規模によっては、幹事会の審議を経て 2 口での参加を認める。
- 3) ワーキンググループだけの参加を希望する場合の法人会費は、2 口とする。

(細則)

第15条 本規約の実施に関して必要が生じた場合には細則を定めることができる。細則の制定と改正は幹事会の承認をもって成立する。

(規約の改正)

第16条 本規約は、幹事会の承認をもって改正することができる。

(秘密保持)

第17条 本会の会員は、別途定める様式に従って秘密保持誓約書を分科会事務局に提出する。

付則 本規約は、2022 年 4 月 1 日より施行する。